

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 プラスチックの代替素材となる紙、生分解性プラスチック等の再生資源の開発又は既存のプラスチック資源の循環に取組む企業・大学等及び事業者が実施する脱プラスチック製品の研究・開発又は脱プラスチックの取組に係る効果調査・利用者の意識調査等を支援し、鳥取県におけるプラスチックの再生利用、生分解性プラスチックの導入・活用を推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等

鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、プラスチックの代替素材となる紙、生分解性プラスチック等の再生資源の開発又は既存のプラスチック資源の循環への取組に係る調査・研究等に意欲のある企業又は組合をいう。

(2) 大学等

鳥取県内の大学（短期大学を含む。）若しくは工業高等専門学校又はこれらに在籍する研究者（教授、准教授、助教、助手又は講師）をいう。

(3) 事業者

鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、脱プラスチックの取組に係る各種調査やプラスチックの再生利用、生分解性プラスチックの導入・活用に意欲のある者をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、別表第1欄に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他の公共的団体からの助成（本補助金を除く。）の対象となるものを除く。以下「補助事業」という。）を行う企業等又は大学等（大学等にあつては、企業等と共同で補助事業を行う場合に限る。）に対し、予算の範囲以内で本補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。事業実施期間は、同表の第5欄に定める期間とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、鳥取県生活環境部長（以下「生活環境部長」という。）が別に定める期限までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定に関わらず、仕入れ控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(審査等)

第6条 県は、補助事業のうち、別表の第1欄(1)に掲げる事業については、第5条に定める交付申請を受け、補助対象事業を選定するために審査会を設置し、審査を行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、生活環境部長が別に定めるものとする。

3 県は、補助事業のうち、別表の第1欄(2)に掲げる事業については、本要綱に定める要件に合致する申請の中から選考する。なお、事業者が3団体を超える場合は、原則として先着順とする。

(交付決定の時期)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第5条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。(以下「交付決定額」という。))から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金額の増額を伴うもの

(2) 別表の第2欄の(1)機械装置費とそれ以外の補助対象経費の間の費目間流用のうち、(1)機械装置費の2割を超える増減を伴うもの

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度(県の会計年度による。第13条を除き、以下同じ。)の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかとなっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその額を超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金等進捗状況報告書)

第10条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第7号によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(実施結果の事業化等)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施結果を活用した事業化及び事業拡大に努めなければならない。

2 補助事業者(別表の第1欄(2)に掲げる事業は除く。)は、補助事業の完了した日の属する年度(補助事業者の会計年度による。以下この項において同じ。)の終了後3年間(以下「完了後3年間」という。)、毎年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、様式第8号による報告書を知事に提出しなければならない。

(工業所有権等に関する届出)

第13条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、完了後3年間に、特許権、実用新案権、意匠権等の専属的な利用権(以下「工業所有権等」という。)の設定を出願した場合、又はこれらを譲渡し若しくはその実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を様式第9号により知事に届け出なければならない。

(成果の発表等)

第14条 生活環境部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

(提出書類の部数等)

第15条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額	5 事業 実施 期間
(1)脱プラスチックに係る研究・開発 [事業例] ・プラスチックの代替素材となる紙、生分解性プラスチック等の再生資源の開発 ・既存のプラスチック代替素材の研究など プラスチック資源の循環に係る取組 等	(1)機械装置費 当該補助事業に専用する物品の購入に係る経費のうち、1件が5万円以上の機械装置又は工具器具の購入・製作等に要する経費。(ただし、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)	1/2	500万円	最長2か年度
	(2)消耗品費 当該補助事業に専用する物品の購入に係る経費のうち、機械装置費に該当しないもの。			
	(3)委託費 加工・試作・試験・設計や実験装置の据付工事等を外部に委託する際に要する経費。			
	(4)技術指導受入費 研究・開発に必要な技術指導を受ける際の外部講師への旅費・謝金。			
	(5)賃借料 研究・開発に必要な物品のリース料・レンタル料等			
	(6)旅費 研究・開発に必要な調査のための経費。(原則として補助事業者の旅費規程により算定。)			
	(7)商品PR経費 研究・開発した商品を情報発信するための経費。			
	(8)その他の経費 上記以外で研究に必要と認められる経費。			
(2)脱プラスチックの取組に係る調査 [事業例] ・脱プラスチックの取組に係る効果調査 ・利用者の意識調査 ・脱プラスチック商品を導入するための調査 等	(1)消耗品費 調査に必要な物品の購入に係る経費。(ただし、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)	10/10	100万円	令和元年度
	(2)委託費 調査を外部に委託する場合に要する経費。			
	(3)その他経費 上記以外で調査に必要と認められる経費。			